

規制影響分析書

規制の名称	委託放送事業の譲渡に伴う地位の承継規定の整備		
担当部局	総務省情報通信政策局放送政策課		
評価実施日	平成19年3月23日		
規制の内容・目的	CS放送分野における事業再編の円滑化に資し、視聴者ニーズに的確に応えるため、委託放送業務を行う事業を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて委託放送事業者の地位を承継できることとする。		
	根拠条文等	放送法第52条の18第2項(改正後)	
想定され得る選択肢	◆選択肢1:	現状維持	
	◆選択肢2:	事業譲渡に伴う地位の承継規定の整備	
期待される効果	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	CS放送分野の事業再編の円滑化	—	・従来の合併・分割による地位の承継に加え、事業譲渡でも地位の承継を可能とすることにより、事業譲渡によるCS放送事業の再編の円滑化が図れる。
想定される負担	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	実施に要する負担(行政コスト)	・現状どおり。	・法改正を実施するためのコストが発生する。
	実施により生じる負担(遵守コスト)	・現状どおり。	・認可申請手続コスト(現状では認可申請手続コストと廃止手続コストが発生しており、現状より負担コストは軽減される。) ・現状に比べ、短期で手続が完了する。
	その他の負担(社会コスト)	・既存番組の継続提供が確保できないおそれがある。	—
各選択肢間の比較	選択肢1の場合、事業の譲受人が譲渡人と同一の番組を同一の周波数を用いて放送するためには、譲渡人による業務の廃止手続と譲受人による委託放送業務の認定申請手続を併せ行う必要があり、電波監理審議会への諮問等を経た手続の完了までの期間が、地位の承継手続(合併等に伴う承継手続と同程度の所要期間を想定)と比べて長期となり、事業者の負担が相対的に大きくなる。事業の譲受人に既存番組の継続を認めることとする場合、事業の譲渡人及び譲受人に最小の負担でこれを認めることが企業の組織再編の円滑化に資することになることから、選択肢2(事業譲渡に伴う委託放送事業者の地位の承継規定の整備)を採用することが適切である。		
備考	「衛星放送の将来像に関する研究会報告書」(平成18年10月19日)において、「東経110度CSデジタル放送等の委託放送業務を行う事業について、周波数の有効利用を図り、デジタル放送の特徴をできるだけ活かしたHD番組等の多彩なサービスを視聴者ニーズに応じ迅速かつ柔軟に提供できるようにするためには、事業譲渡に伴う地位の承継を可能とする手続を早急に検討し、所要の制度整備を行うことが必要である」とされている。		